

酒田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
平成 19年度	人 115,009	千円 43,323,632	千円 1,044,054	千円 8,278,744	% 19.1	% 18.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

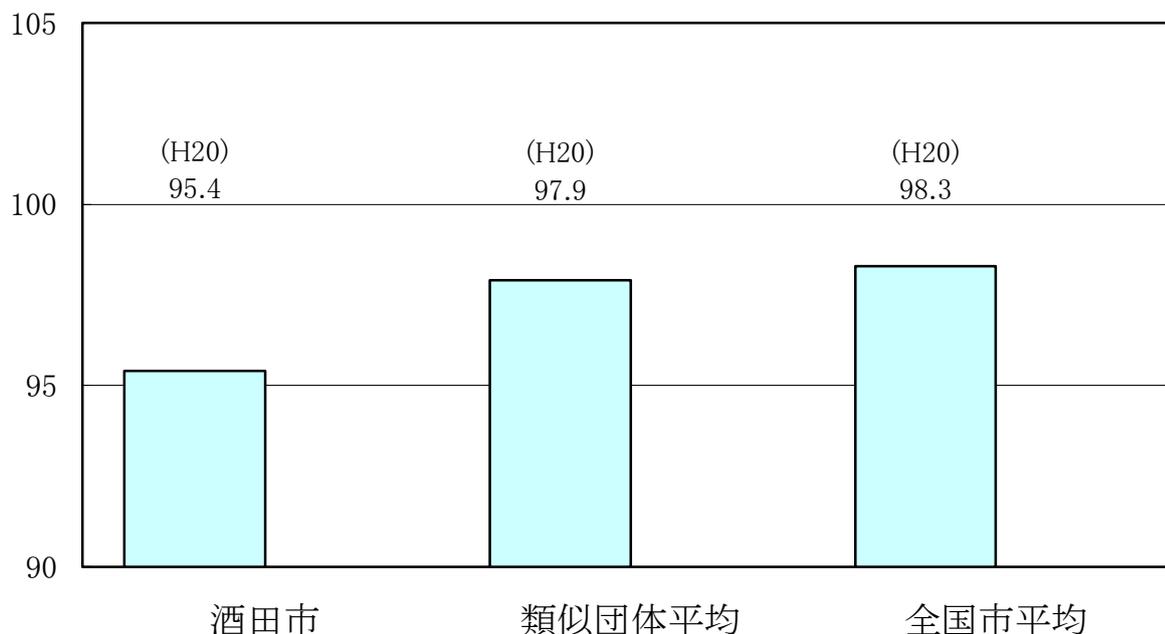
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 19年度	人 906	千円 3,682,924	千円 458,992	千円 1,439,857	千円 5,581,773	千円 6,161	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- 平成17年11月1日に新設合併（旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町の合併）
(平成20年度 主な給与改定等)
- 特殊勤務手当の見直し（3手当廃止、2手当の最高額引下げと支給対象職員縮小）【平成20年4月1日から適用】
- 退職手当の見直し（在職期間について、6月超の端数を1年とする特例条項を廃止）【平成20年4月1日から適用】
- 管理職手当の定額化【平成21年1月1日から適用】
- 管理職手当の10%削減【平成20年1月1日から2年間】

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成20年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
酒田市	43.1 歳	332,900 円	371,300 円	357,500 円
山形県	43.5 歳	357,200 円	423,500 円	386,200 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	43.8 歳	343,153 円	405,745 円	378,371 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
酒田市	47.7歳	125人	342,100円	367,400円	363,900円	—	—	—	—
うち用務員	47.7歳	44人	340,400円	371,100円	370,900円	用務員	53.9歳	225,900円	1.64
うち自動車運転手	47.0歳	18人	341,500円	367,700円	368,000円	自家用乗用自動車運転者	45.7歳	182,200円	2.02
うち清掃職員	50.1歳	10人	353,600円	398,100円	373,900円	廃棄物処理業従業員	43.6歳	299,700円	1.33
うち学校給食員	46.5歳	32人	334,400円	350,500円	345,600円	調理士	39.2歳	215,400円	1.63
うちその他	48.8歳	21人	352,400円	370,500円	368,700円	—	—	—	—
山形県	42.6歳	608人	321,100円	359,200円	344,900円	—	—	—	—
国	48.9歳	4,784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
類似団体	47.3歳	97人	322,887円	358,405円	344,370円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
酒田市	5,741,700円	—	—
うち用務員	5,716,100円	3,227,400円	1.77
うち自動車運転手	5,700,800円	2,391,000円	2.38
うち清掃職員	6,009,000円	4,170,000円	1.44
うち学校給食員	5,599,700円	2,923,800円	1.92
うちその他	5,969,400円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17～19年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
酒田市	42.0 歳	358,600 円	397,200 円
山形県	43.6 歳	389,200 円	439,200 円
類似団体	39.9 歳	346,763 円	398,385 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 職員に係る数値は平成20年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		酒 田 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	I種 185,800 円
				II種 172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,600 円	—
	中 学 卒	121,600 円	125,400 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	192,800 円	192,800 円	—
	高 校 卒	148,800 円	148,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	253,044 円	303,992 円	355,038 円
	高 校 卒	204,060 円	258,700 円	295,100 円
技能労務職	高 校 卒	207,500 円	296,867 円	309,300 円

(注) 技能労務職について、「経験年数15年」は、「経験年数14年」と、「経験年数20年」は、「経験年数18年」と読み替える。

(参考：山形県)

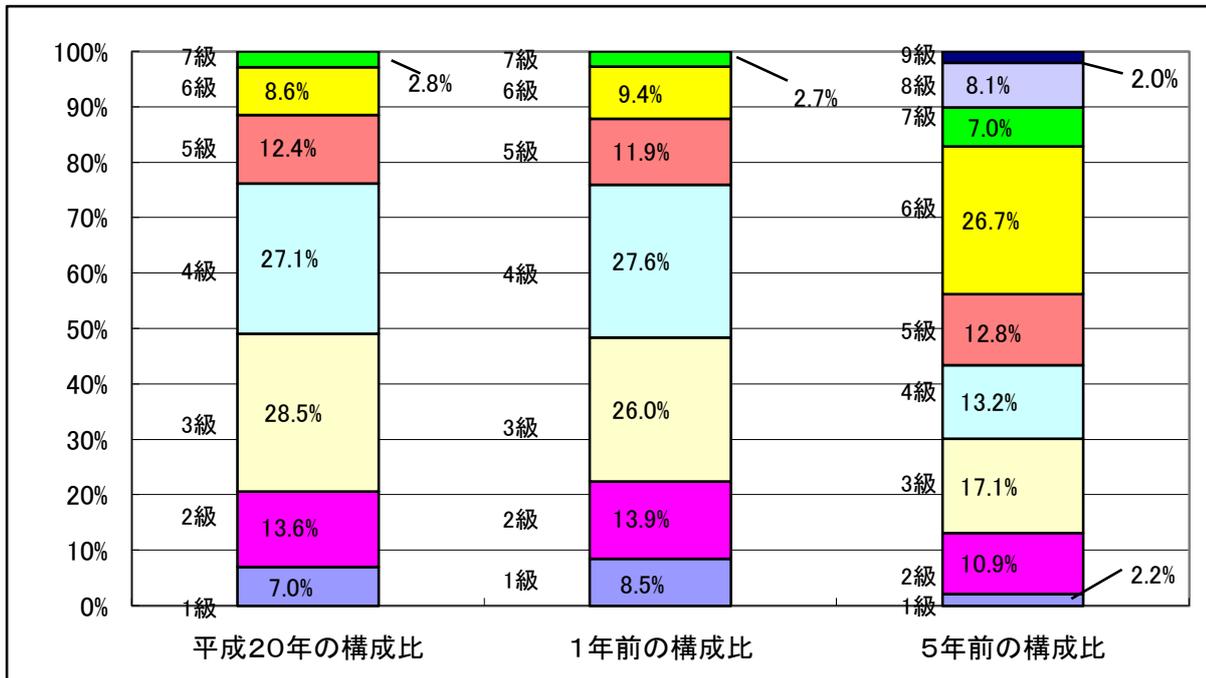
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	261,300 円	318,500 円	379,900 円
	高 校 卒	225,000 円	267,900 円	323,400 円
技能労務職	高 校 卒	221,500 円	265,900 円	303,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	42 人	7.0 %
2 級	主事、技師	82 人	13.6 %
3 級	係長、調整主任、主任	172 人	28.5 %
4 級	主査、係長、調整主任	164 人	27.1 %
5 級	課長補佐、主査	75 人	12.4 %
6 級	課長、主幹	52 人	8.6 %
7 級	部長、支所長	17 人	2.8 %

- (注) 1 酒田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 再任用職員（1人）を除く。



- (注) 1 平成18年度から9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）
 2 5年前の構成比は、合併前の旧一市三町の単純合計値となっている。旧酒田市が9級制、旧三町は8級制となっている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況（市長部局の一般行政職）

- ・毎年1月1日現在において、各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。
- ・平成18年度から、能力・業績に基づく人事評価の試行を行っており、今後本格実施に向けて昇給へ勤務実績をより反映し得る仕組み作りに取り組んでいく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

酒 田 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,559 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,773 千円	—
(平成19年度支給割合) 期末手当 2.90 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.60)月分 (0.65)月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 2.85 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.55)月分 (0.65)月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（市長部局の一般行政職）

・基準日前6ヶ月間における勤務成績に応じ、成績率に差を設けて手当額を決定している。
・平成18年度から、能力・業績に基づく人事評価の試行を行っており、今後本格実施に向けて勤勉手当へ勤務実績をより反映し得る仕組み作りに取り組んでいく。

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

酒 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,073 千円	26,085 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員（教育職除く）に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		2,425 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		606,168 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	16 %	1 人	16 %
医師	13 %	4 人	13 %

(注) 酒田市が東京都特別区を支給対象地域としたのは平成20年4月1日であるため、支給実績(平成19年度決算)及び支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)にこの分は含まれていない。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度普通会計決算)	4,147 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度普通会計決算)	53,167 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	11.7 %		
手当の種類(手当数)	17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
収納外勤手当	納税課、介護保険課、子育て支援課、建築課、下水道課及び各総合支所市民福祉課職員	市税・介護保険料・保育費用・市営住宅家賃・下水道事業受益者負担金等の外勤徴収	日額 100円
税務手当	納税課職員	税の滞納処分	1件 400円
用地交渉手当	土木課職員	用地の取得及びこれらに伴う補償に関し、現地における特に困難な交渉業務	日額 650円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	福祉課職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱作業	行旅病人 1件 1,300円 行旅死亡人 1件 4,000円
福祉業務手当	福祉課及び子育て支援課職員	健康福祉部等に勤務する現業職員、外勤の医療担当職員及び査察指導員業務	日額 150円
死亡人取扱手当	松林荘職員	養護老人ホーム松林荘の入荘者で死亡したものの取扱作業	1回 1,600円
防疫手当	感染症の防疫作業従事職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者の輸送等	日額 450円
家畜等屍体処理手当	環境衛生課及び土木課職員	家畜等屍体の処理作業	小動物 1回 180円 その他 日額 1,500円
医務手当	松山診療所医師	医師業務	月額 475,000円以内
医師特別手当	八幡病院医師	医師業務	月額 175,000円～350,000円
医師研究手当	八幡病院医師	医師業務	医師免許取得後3年以上 月額 180,000円 その他 月額 130,000円
危険作業手当	右記業務従事職員	地上、地下10m以上の足場の不安定な危険な箇所等における工事監督及び検査等業務	日額 350円
夜間看護手当	八幡病院助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護等業務	1回4時間以上 2,200円 1回4時間未満 1,600円
食料手当	定期航路事業所船員	定期船乗船業務	1食 450円
収集業務手当	環境衛生課職員	し尿又はごみ収集業務	日額 300円
清掃業務手当	土木課職員	下水溝清掃業務	日額 300円
特殊自動車業務手当	土木課職員	特殊自動車(ブルドーザ、グレーダー及びシントローラ)運転業務	日額 270円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度普通会計決算)	141,249 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度普通会計決算)	156 千円
支給実績(平成18年度普通会計決算)	109,008 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度普通会計決算)	117 千円

(6) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度普通会計決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円、一般の扶養親族1人につき6,500円(職員に配偶者が不在場合、うち1人のみ11,000円)扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		102,042 千円	233,506 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 ○借家・借間 限度額 27,000円 ○自宅(持家) 3,000円	異なる	自宅(持家) 2,500円(新築・購入から5年間)	35,317 千円	99,485 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	異なる	自動車等の交通用具使用者の距離区分及び支給限度額(国は5kmごとに設定し(酒田市は2kmごと)、支給限度額24,500円(酒田市は19,200円))	45,698 千円	69,556 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 管理・監督の特殊性に基づき、その職員の受ける給料月額100分の25を超えない範囲内で支給(給料月額に職務区分率を乗じて得た額を手当として支給) 代表的な職務区分率(行政職) 部長、支所長 15% 課長、主幹 10% ※酒田市職員の給与の特例に関する条例により、病院長及び医長を除き、平成21年12月31日までの間、10%を減じて得た額を支給	異なる	職務の級及び職の区分に応じて定額化された額を手当として支給	42,454 千円	581,562 円
初任給調整手当	医師のうち採用による欠員補充が困難と認められる職員に支給 採用の日からの期間に応じて、306,900円以内の額	同じ		0 千円	0 円

特勤手当	飛島地区に勤務する職員に支給 {(飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ		2,959 千円	739,750 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		3,081 千円	171,167 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円(病院医師20,000円、医師以外の病院職員5,900円) 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長 4,000円	異なる	一種から五種の区分に応じて支給 6,000円～12,000円	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ		348 千円	348,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給地域に在勤する職員に支給(平成20年度は、山形市及び寒河江市が該当) 世帯等の区分に応じ月額7,360円～17,800円	同じ		0 千円	0 円

(注) 管理職手当の定額化を行った(平成21年1月1日施行)。

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	940,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	()	()	1,080,000 円/	677,600 円
	副市長	750,000 円		
	()	()	840,000 円/	611,200 円
議 員 報 酬	議 長	535,000 円	623,000 円/ 431,000 円	
	()	()		
	副議長	480,000 円	538,000 円/ 369,000 円	
	()	()		
	議 員	450,000 円	490,000 円/ 339,000 円	
	()	()		
	市 長	(平成19年度支給割合)		
期 末 手 当	副市長	3.15	月分	
	議 長	(平成19年度支給割合)		
	副議長	3.15	月分	
	議 員			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		940,000円×在職月数×0.6	27,072,000円	任期毎
	副市長	750,000円×在職月数×0.35	12,600,000円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 酒田市では収入役は平成19年4月1日で廃止している。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

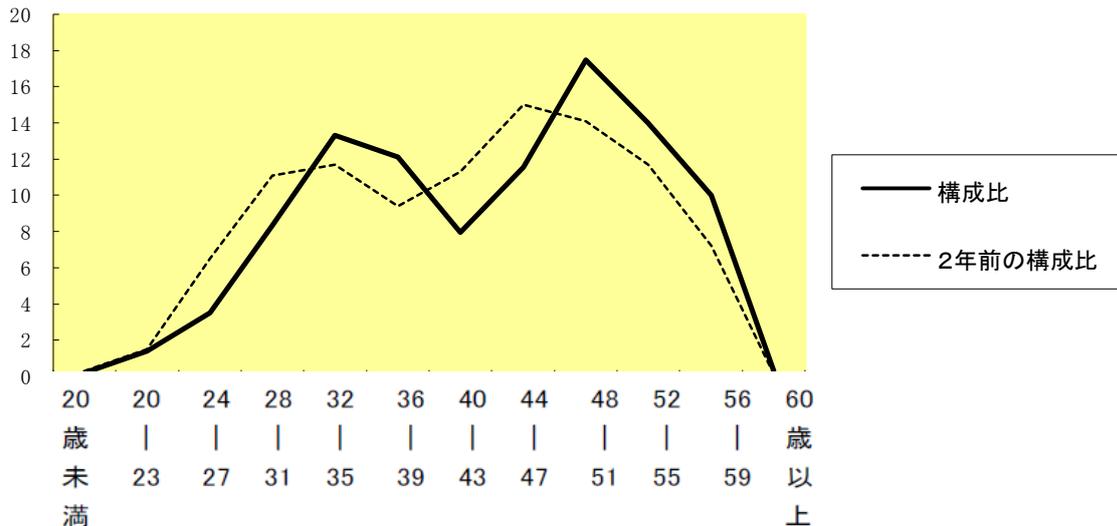
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成19年		
普通会計部門	議 会	9	9	0	
	総 務	183	195	△ 12	支所業務見直し、病院法人移管等
	税 務	63	63	0	
	農林水産	57	56	1	欠員補充
	商 工	31	33	△ 2	広域行政組合派遣職員数減等
	土 木	74	74	0	
	民 生	190	194	△ 4	保育園法人移管等
	衛 生	79	52	27	病院法人への派遣等
	計	686	676	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.65 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 55.01 人)
	教育部門	216	231	△ 15	調理業務民間委託、校務業務縮小等
小 計	902	907	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.64 人)	
公営企業計等部門	病 院	39	379	△ 340	病院法人移管
	水 道	62	64	△ 2	旧三町分室事務集中化
	交 通	11	10	1	欠員補充
	下水道	31	37	△ 6	支所業務集中化
	その他	37	40	△ 3	老人医療制度改革等
	小 計	180	530	△ 350	
合 計	1,082 [1,234]	1,437 [1,616]	△ 355 [△ 382]	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.08 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	15人	38人	90人	144人	131人	86人	125人	189人	151人	108人	3人	1,082人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
1,076人	967人	109人	10.1%

(参考) 酒田市定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年度	平成26年度	200人の純減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～20年 計(実績)	(参考) 数値目標
	計画始期	1年目(実績)	2年目(実績)	3年目(実績)	4年目	5年目		
職員数	1,076	1,057	1,031	996			—	967
増減		△19	△26	△35			△80 (73.4%)	△109
計	職員数	1,076	1,057	1,031	996		—	967
	増減		△19	△26	△35			△80 (73.4%)

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 対象職員には、消防職、医療職、教員及び船員は除く。
 3 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 19年度	千円 3,387,172	千円 95,562	千円 378,679	% 11.2	% 11.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 19年度	人 64	千円 252,601	千円 27,024	千円 99,054	千円 378,679	千円 5,917

(参考) 全国市町村平均
一人当たり給与費
千円
6,874

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 平成17年11月1日に新設合併（旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町の合併）
（平成20年度 主な給与改定等）
- 退職手当の見直し（在職期間について、6月超の端数を1年とする特例条項を廃止） 【平成20年4月1日から適用】
- 管理職手当の定額化 【平成21年1月1日から適用】
- 管理職手当の10%削減 【平成20年1月1日から2年間】

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
酒 田 市	41.8 歳	331,593 円	548,155 円
団体平均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

酒 田 市（水道事業）		酒 田 市（一般職員）		(参考) 全国市町村平均 一人当たり平均支給額 千円
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,548 千円		1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,559 千円		
(平成19年度支給割合)		(平成19年度支給割合)		
期末手当 2.90 月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 2.90 月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

酒田市(水道事業)			酒田市（一般職員）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,073 千円	26,085 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成20年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

具体的な支給手当はなし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	6,445 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	101 千円
支給実績(平成18年度決算)	5,131 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	77 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円、一般の扶養親族1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		8,614 千円	205,000 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 ○借家・借間 限度額 27,000円 ○自宅(持家) 3,000円	同じ		3,754 千円	110,411 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	同じ		2,167 千円	54,165 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 管理・監督の特殊性に基づき、その職員の受ける給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給 (給料月額に職務区分率を乗じて得た額を手当として支給) 代表的な職務区分率(行政職) 部長 15% 課長 10% ※酒田市水道企業職員の管理職手当の特例に関する規程により、平成21年12月31日までの間、10%を減じて得た額を支給	同じ		1,851 千円	617,000 円
特地勤務手当	飛島地区に勤務する職員に支給 {(飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長 4,000円	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ		0 千円	0 円

(注) 管理職手当の定額化を行った(平成21年1月1日施行)。

④定員管理の数値目標及び進捗状況

水道事業単独の定員管理計画の策定はしていないが、酒田市全体の計画(6(3)定員管理の数値目標及び進捗状況)には含まれている。